								標式 2 全国規制改革及び日	女朗	女	τ 9					
要望 管理 要望事項 管理番号 分割 グルー プ化番 号	管理 所管省コード 庁等	該当法 制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請の名	置 措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体 項番	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	要望事項 到 (事項名) 現	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5004A 5004001	z15001 経済産業省、	情報処処 修了を認められた者が、修了を認められた日から1年以 行表が初級システムアキミエストレータ試験及び基本情報 12条及 近第3 近第3 条 免除する。	с -	情報処理技術者試験規則(図和45年通高產業省令 第5年) 第2条第3指及以第5項の規定に基づき9餘 対象層線調度の認定を受けるとする場合には、何条 第5項第3項第3号及以第6項の規定により。認定調應 開設者が経済整算大臣,独立行法人情報処理推進 機構が試験書務を行う場合にあっては、機構。が対理付 機構が試験書務を行う場合にあっては、機構。が対理付 機構が試験書務を行う場合にあっては、現象、調子の での場底に分が必要となっている。この場合、原則、認定議歴制設格 は機構が試験書務を行う場合にあっては、機工が 地理、というに考えられるが、テスト電業等等他の電業者が 認定議歴制設者がも要体を受けて様子認定に係る試 以下のある。なお、当該要談を行うにあたっては、様子び 切けである。なお、当該要談を行うにあたっては、様子び 切けである。なお、当該要談を行うにあたっては、様子が 切けである。なお、当該要談を行うにあたっては、様子が も一方の一位の一位の一位の一位 が必要であることが解件となる。 に一方、デストの一位の一位の一位 が必要であることが解件となる。 に、「というにない」では、「というにない。 は関にあけるレベルが定立とと解決することが解析的整備 が必要であることから、現在の情報の達成が制の整備 施体制にあいてはれを実現することは不可能である。 であり、現在では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本	まっている 問ま分にまたす ムルミネ・B	望者より下記の再意見が寄せられておりすので、再検討をお願い致します。 不入事業者等であっても修了試験を実施 きるとのご回答をいただき、ありがとうごさます。 BTについては、経済産業大臣(IPA)から 題提供を受け、テスト事業者の自助努力にってCBTを提供するものであり、更なる過 な実施体制の整備を経済産業大臣(IPA) 求めるものではありません。 た、CBTに係る課題については IPAにお がといるである年前試験のアイテ だンクの充実には問題がないと報告されてます。 おして、日本に係る課題については、IPAにお を対すて、択一式である午前試験のアイテ だンクの充実には問題がないと報告されて ます。 おいての答案には問題がないと報告されては BTの研究を選手え、経済産業大臣(IPA) ら問題提供を受ける修了試験においては BTが記録によいては B材記を翻出する公第です。 た、情報処理技術者試験に いて回答されておりませんので、これにつ ましても上記内容を踏まえて回答いただき いと思います。」	; -	本件提案については 一次回答において経済産業省今の該当 条文に係る当省の見解を示しており、本程表に関する特定事 第については法令に基づ(規制はないものとするのが適切であ も。なも、一次回答において述べたように、情報処理技術者試験 (以下「本試験」という。「定義がさらためっては、所述な リアド本式域。という。「を表してあたっては、所述な リアド本式域。という。「を表しまった」を表しまった。 「対すしならい。「観光」なからのであり、 は、「本式域」という。「表演をきるためっては、所述な リアはならい。「観光」なからのできました。 「対すしない。」は、「地域」という。 による経対とは、「地域」は、「地域」という。 を表の表演に対する検討が近、中間報告』に外のことを指し、 なると検討とは、「本のでは、「は、日本のでは、「いるしているののである。本は 禁止加え等「部屋に係るは終刊に現在のアイテムバンの を表 は、「は、「ない」と、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、	アール・ブロ メトリック株式 1 会社	A	A 免除する認定講座の修了試 験実施方法の拡充	履修し、修了認定に係る試験に 使用する問題を経済産業大臣 (機構が試験事務を行う場合に あっては、独立法人情報処理推 進機構)から提供を受ける講座に ついて、認定講座開設者が実施	を行う場合にあっては、独立法人情 級処理推進機構)から修了問題の提 供を受けてCBTで随時行うことによ D、認定講座開設者の講座運営上の	経済産業大臣提供が提供する筆記形式の試験 では、あらかじめ定められた日時でしか受験す る機会がなかったものが随時受験できるように なり、IT人材育成のより一層の促進効果をもたら すことが図れる。 さらに、講座開設者の負担となっている修了試	昭和45年通商産業省令第59号 情報処理技術者試験規則 第3条第2項第5号	
5012A 5012001	総務、省務厚 資 支 15002 生当、産 省 済 省 省 省 省 省 省 省 省	弁理士 法第17 条、第5 6条 6条	c -	井理士の指導・監督等については、弁理士の公共的役割を踏まえ、本来、国が自ら行うべきであるところ。弁別を踏まえ、本来、国が自ら行うべきであるところ。弁別を開きた。日本井里の前の一大学では、日本井里の前の向上が対けったというである。井里上の前屋の向上が水のかられている中、増建士の不適切が行為となっためた。機能の利しが水の大変には、平成い「年の役割を果たすものである。 中域に1年の分理では、年成い「年・月に開闢メアニオは、機能緩和構造。が年計画(改訂)にこめい、検討すべきとこされた。とを認め、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは		-		-	個人 1	А		弁護士、弁理士、司法書士、税理 士、土地家屋調査士、行政書士、 社会保険労務士等のいわゆる士 社会保険労務士等のいわゆる士 本年理士会等)の強制人会制を 廃止する。	変更を行う。	各土業団体においては役職を占める一部の資格者が自己の利益になるような団体運営を行っていることが多く、大半の会員にとっては自由な業務展開を阻害する軍人な要因になっている。特に、懲戒権限を有する団体の場合には、報酬ある行う資格者を対象を打き抜きなと競争を招く行為を行うない恣意的な懲戒手続及び処分すら行われている。これは、競争を自由化して顧客の利便に資するという昨今の規制緩和の流和に明らかに資するという昨今の規制緩和の流和に明らかに及している。また、各土業団体は高額な人会金・台門3万円以上、弁理土の場合月2万円など、団体階員は殆ど結まずに捨てられるような文書の作成・発送業務に追われているのが実情であり、高額の会費が有効に使われているのが実情であり、高額の会費が有効に使われているのが実情であり、高額の会費が自対にない。自然に、業務内容から見ればかなり高額に会とは、業務内容から見ればかなり高額の会費が不力にいる。各団体から出されている強制人会制維持の意見は、団体で役職に就いている資格者や団体職員の意見を反映しているものではない、多数の会員の声を反映しているものではない、ま	して、2006年10月11日付に 公表されたアンケート調査体集 について、当職の所属団体と について、当職の所属団体と の制権となっているため、 を持ちた、当職を発見した。 利人会制はつているため、 を表すているため、 を表すているため、 を表すにとは、出り、 を表すにとは、出り、 を表すにとは、というない。 を表すにとは、というない。 を表すになり、当職を職主人一関する を表す、 を表す、 のがたことを理由が、 にいるは、 のがない。 を表す、 のがない。 を表す、 のがない。 のが、 のがない。 のが	なし
5018A 5018001	厚生労 働省、庭 業省、	高圧ガス保安法では、性能規定化や民間規格の積極的な活用に取り組んでおり、その技術基準や例示基準に 高圧ガス保安 に、国際整合性の取れた に、国際整合性の取れた は備の設計等に係る技術基準については、米国機械学 会(ASME)の規格を不って した基準の取り入れも行っている。	- a -	高圧ガス保安法では、性能規定 化や民間規格の積極的な活用に取り 組んでおり、その技術基準や例示基準 にJISを引用しているところ。活用可能 な民間規格等の具体的な提案がさら にあれば、現行制度上検討することは 可能である。		イムラグが起きないようJIS規格の内 を法に明示すべきである。		どのような規定の仕方を想定されているか定かではないが、具体的に活用可能な規格を御提案頂ければ、現行制度においても適宜検討・対応させていただくことは可能である。	石油連盟 1	А	各種基準 / 規格のゲローバル スタンゲード 化の推進	各法の技術基準はJISとの整合化を図っているが、まだ未達のものがあるため整合化して頂きたし、 ・溶接後熱処理温度の規定・溶接施工法確認試験の規定・安全率の規定など 法の中にJIS規格を直接引用する旨を記載して頂きたい。		同様の機器を製作する場合でも、各法ごとに細かく照査する必要がある。 各法の規格はJIS規格をハースに、またJIS規格はASME規格をハースにも、しかし一番ハースとなるASME規格が改定されても、各法の規格の定まをにし、JIS規格の改定を経てさらに数年を更しており、最新のASME規格を適用することができない状況である、JIS規格の適用を法に直接記載することで、これらの94ん57を大幅に解消できると共に、の問題も解消できる。	高圧ガス保安法 (特定設備検査規則など) 労働安全衛生法 (ま 45 - 構造規格など)	
5018A 5018004 G42	済産業	高圧ガ ス保安 石油コンピナートに係る保安 法 四法の合理化・整理化促進 に関する実務者検討会委員 石油コ えて、申請書類の共通化・材 ナート 討無果の相互活用等様々な 等災害 措置を講じている。		平成18年度中に要望主体と連絡を取り、より具体的、詳細な要望を聴取次第、検討を行う。	を の	L体的にいつから検討開始するのか明確に示して頂きたい。事業者から 具体的な提案に対して18年度 に速やかに対応して頂きたい。	-	平成18年度中に速やかに要望主体と連絡 を取り、より具体的、詳細な要望を聴取次 第、検討を行う。	石油連盟 4	ı A	保安法令の重複適用の排 除	装置を構成している機器毎に複数の保安法令が適用されている。即ち、法的には状態規制であり重視しているのはないが、接触側から見れば複数の保安法令が適用されている状態にある。既に表しか、消防法と労働安全が異されているが、消防法と労働安全衛生法との間では重複が解消されているため、この検討メケッーを明確にして頂きたい、気液混合の機器、製造する機器、で高速温台の機器、製造する機器、この機器で重複適用されている。		平成12年の「石油コンピナートに係る保安四法の合理化、整合化促進に関する実務者検討会、報告書に、今後の取り組む課題として「機器毎の重複を解消する"とあるが、依然として具体化には至っていないので、適用法令が重複しないように至急の適用整理を要望するものである。消防法と各法令間の具体的な重複適用解消法としては、危険物とガスの設計上の容量比較により、大きい方に係る法を適用するという方法などが考えられる。	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法	

							1931年 全国が印以来及し							
要望要望管理	望事項	分割 補助 ブ化番 号 号 デ等	該当法 令 制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要(対応策)	その他 再検討要請 の	措置 措置 沙分 の内 容 措置の概要(対応策)	要望主体	安望 事 種 要望事項 項 別 (事項名) 番 (規	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5054A 508	54054	G42 z15004 省、厚働 省、経業 省、	高圧ガス保安 石油コンピナートに係る係 石油コンピナートに係る係 四法の合理化・整理化促 に関する実務者検討会委 会における検討結果を記 えて、申請書類の共通化 サート 等災害 防止法	進 :員 結 b 未定 検	平成18年度中に要望主体と連絡を取り、より具体的、詳細な要望を聴取次第、検討を行う。	具体的にいつから検討開始するのかを明確に示して頂きたい。事業者からの具体的な提案に対しては、18年度中に速やかに対応して頂きたい。	平成18年度中に速やかに要望主体と連絡 b - を取り、より具体的、詳細な要望を聴取次 第、検討を行う。	各 (社)日本経済団体連合	54 A 保安法令の重複適用の排除	2000年の「石油コンピナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会最軽複一の解消が課題とされたことを踏ま、機能スケッニールを早息に確にすべきである。本要望するものではな、一部とで関するものである。整理するものである。整理するものである。整理するものである。と各法令間の重複適用のいては、危険物とガスの設計上の容量比較により、大きい方に係る法を適用するなどすべきである。		2000年の「石油コンピナートに係る保安4法の合理化・整合化促進に関する実務者検討会最終報告、において、機器ごとの重複、解消が課題されたが、依然具体化されていない。2006年6月の要望に対する回答では、今年度中に再度、関係省庁間できらなる合理化・簡素化について結論を得ることが確認されている。	消防法 高圧ガス保安法 労働安全衛生法 石油コンピナート等災害防止法	別添資料 参照
5022A 502	22001	内房、	平成13年12月より売掛権担保融資保証制度を末する場合に限り譲渡禁止約の部分解除を実施。 平成16年7月より本省にいて、利用目的を限定せ譲渡対象者を拡大する形部分解除を実施。	用 特 a d - ず、	本省においては信託会社やSPCも含めて対応済み	-	-	社団法人 第二地方銀行協会	, け金銭債権の譲渡禁止特	民間企業の国・地公体等公的機関向け金銭債権については、売買契約・請負契約・請負契約・直譲渡先が会社機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とすることを統一化する。		国・地公体等の公的機関に対する金銭債権に は譲渡禁止特約が付いていることが多く、中小 企業の資金調達のために売掛債権担保融資を 行うに当たり、承諾等に係る事務手続きや時間 を要することから、中小企業の円滑かつ機動的 な資金調達を阻害している。		
5032A 50:	32021	215006 業省、	・信用保証の対象となる。 企業者については、中小 企業者については、中小 業信用保険法第2条にお で定義されている。 実施力での法人の対象は 療法人、社会福祉法人と なっており、NPO法人をま か、その他の法人は対象 外。	企 い 医 b	本要望については、従来より要望を頂いており、また構造改革特区に係る第9次提案においても提案されたところであるが、提案に対する政府の対応が針として、NPOに対する資金調達制度の拡充については、骨太2006、に基づく内閣府でのNPO制度の見直しの状況を踏まえ、中小企業施策のNPOへの適用拡大等について、有識者による検討を行うこととしている。また、信用保証協会の中小企業への優秀証に対する中小企業企設公庫による検討を行うこととしている。また、信用保証協会の中小企業への優秀証に対する中、いを以下といては、行政改革推進法に基づ、政策金融改革の動向を踏まえ、必要な対応を検討することとしているところ。	要望者からの以下の再意見が寄せられており、「骨太2006」に述べられている検討スケジュールも踏まえ、具体的な検討時期等の明示を含め、再度回答をお願いします。 「NPO法人の多くは医療・福祉分野に関連する法人であり、同様の非営利団体である医療法人、社会福祉法人が全国で信用保証協会の利用が可能	本要望については、「骨太2006」に基づく、 Pの制度の見直し内容を確認した上で、必引な対応を検討することとしている。 ただし、これまでも回答してきているとおり、 保険制度の対象を拡大することは、財政当 局を含め、関係機関との調整が必要である ため、現時点では具体的な検討時期等について明示することは困難である。	都銀懇話会	21 A 信用保証協会の保証対象 の拡大	・特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人による信用保証協会の保証利用を可能とする。		・NPO法人には、中小零細法人が多い。主な収入源は会費や寄付等であり、資金的に不安定。NPO法人による信用協会保証の利用が認められれば、資金調達手段の拡大に資する。・NPO法人の多くは医療・福祉分野関連。NPO法人と同様に非営利団体である医療法人、社会福祉法人は信用保証協会利用が可能であるのに対し、パランスを失している。・こうしたことから、少なくとも、特定非営利活動促進法に基づき設立されるNPO法人については、信用保証協会保証の対象に追加すべき。	・中小企業信用保険法第2条 ・NPO法人は中小企業に該当 せず、信用保証協会保証の対 象とならない。	
5032A 503	32022	z15007 経済産 業省、	中小企業信用 保険法保険法保証付債権譲渡について 第1条の3、中業では、再生支援協議会が関 りて策定された再上系ゲー 等防止や経済合理性の確保 が可能な場合に限り認め でととしている。 2ととしている。	与 等 ド d - R等	企業再生については、企業再建の可能性があること、企業再建の協力することに経済合理性があること、信権者間の公平性が保たれていること、信権者間の公平性が保たれていること、特により判断する必要があり、その決定プロセスを公正なものとするために、公的機関の関与を必要としてきたところであるが、公的機関のみでは小規模企業への機動的な対応に不備があることから、本年4月より、外部画をあることから、本年4月より、外部画を名となる審査会の承認を得た計画を各保証協会が設置する「再生審査会」(弁護上、会計士等の外部専門家により構成し、京認を得た再生計画に基づく場合にも対象としているところ。	要望者から、「「再生審査会、の枠組み の活用状況を踏まえた上で、取組み 状況が芳しく無い等の場合には、追加 的な措置をご検討願いたい」との再意 見が寄せられていること、また、現場 の運用に関して、「平成18年4月以 降、各保証協会が設置する「再生審査 会。の承認を得た再生計画に基づく場 合も対象としているが、本枠組みにお ける取組み状況や実効性が不詳、等 のコメントが寄せられていることも踏ま え、再度回答をお願いします。	一次回答のとおり、本年4月より「外部委員による審査会の承認を得た計画」を求権 消滅保証の要件として追加し、各信用保証 協会が設置する「再生審査会」の承認を得 た再建計画に基づく場合においても対象と り - でいるところである。 取り組みについては、当庁としても適宜状 調査等を行っているところであり、引き続き 実績等をフォローすることにより、措置の十 分性の検討を行うとともに、追加施策の要 否について19年度中に検討を行う。	し 都銀懇話会 兄		・サービサーや再生ファンドに対する保証付債権の譲渡が認められる要件について、整理回収機構や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合等に限定しない。		・企業再生に、かける、中が企業がで発達的収 機構をはじめさする「官」における取組みととも に、民間での取組みも進められてきている。こう したことを踏まえれば、協会保証付債権の譲渡 対象を整理回収機構や中小企業再生支援協議 会の再生計画に基づ、場合等に限定する必然 性はない。 ・協会保証付債権の譲渡範囲に関する条件が 緩和されれば、民間の企業再生の枠組みの中 での利用がなった。	や再エノアントか追加されたが、譲渡の条件として、「産業 再生機構・RCCによる再建計 画」「中小企業再生支援協議 会・再生ファンド関与による私 的整理ガイドラインに準じて策	

									様式 2 全国規制改革及び	CONTRACTED TO STATE OF THE STAT						
要望 管理 要望事項 管理番号 番号	リ グルー プ化番 号 号	管理コード	所管省 庁等 該当法 令		措置の 内容 措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置 ガラ カー 容	措置の概要(対応策)	要望主体 要望 種別 競		具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5041A 5041048		z15008	化に関する日本 ・		地域における実際のエネルギー 消費量や眼に引きない。 地域と比較 して大きいで多数的な事実が認め られないため、基準の見直しや施策の 導入を行うことは適当ではない。		-			日本ニュー ビジネス協議 会連合会 48 A		5省エネ基準の緩い地域区分 - の東北や北陸、関東甲信越の 方が、住宅の断熱性や気密性が 低いため、より寒さの厳しい地域	エネルギー消費が大きい 、 地域 の断熱性、気密性の基準をより厳し い数値に見直す 各地域区分に合致するに止まらず、	産業用に比べ民生用の省エネルギーやCO2 削減がなかなか進まない中、住宅性能の向上は 民生用の省エネ・CO2削減に大きく貢献する。 断熱材・建材の品質性能や工法の向上によって、断熱性・気密性等の住宅性能は近年飛躍的 に高めることが可能になっており、技術的・コスト 的にも充分実現可能である。同時に住宅産業の レベルアップ、活性化にも資する。 家庭の光熱費も削減することができる。	省エネルギー法 住宅に係わ るエネルギーの合理化に関す る基準(平成11年)	
5041A 5041050		z15009	経済産 工業標業省、準化法	符号化文字集合のJISでは、全角、半角の区別は行わないことを原則としているが、これまでの慣用的な利用との互換を考慮して、記号、数字、英海、コーカーが、定角、半角両方規定しており、実際各社のコンピュータでも全角、半角とも実装されている。	日本工業規格(JIS)は強制法規ではな任意規格であり、事業者に規格の利用を義務付けるものではない。なお、全角英数字・記号並びに半角カタカナは、国際規格(ISO / IEC 10646)でも、HALFWIDTH AND FULLWIDTH FORMSにおいて、標準化されているところ。 一方、全角の記号・英数字及び半角のカタカナを削除した場合、過去のデータの情報交換や活用に支限を生じることから、これらを規格から削除することは適切でない。	,	-			株式会社ダン クソフト 社団法人日 本ニュービジ ネス協議会連 合会	コンピュータ基本文字の重 複解消	かけ上回しように見えなから美は		これにより、情報の特定が容易になり、検索、抽出を確実さが増す、今後、サプライチェーンが進んで企業間取引が活発化する中で企業名、商品名など微妙な違いがなくなり、情報連携が活性化する。また、欧米のシステムの移行が容易になり、日本の!T全体の効率が大幅に向上する。	工業標準化法	
5041A 5041060		z15010	金融 農産 を ・	特定商品によるファンドは、価格の変動が著しい物品又はその使用により得られる 収益の予期が割りとして定められており(商に関する条第 (以下: 活法)とり資家保護を (以下: 法法)とり資家保護を (以下: 法法)とり資家保護を (以下: 法法) とり資家保護を (以下: 法法) とり資家保護を (以下: 法法) とり資家保護を (以下: 法法) とり資家保護を (以下: 法) とり資家保護を (以下: 法) とり資家保護を (以下: 法) とり資家保護を (以下: 大) を (以下:	特定商品によるファンドは、価格の変動が著しい物品又はその使用により得られる収益の 予測が困難な物品を対象とする現物取引として定められており、	ī	-			(株)ライツパン ク、(社)日本 ニュービジネス協 議会連合会		現在、日本酒や焼酎等の特定商品ファンドを設立する場合、商品ことに認可を受けなければならない、小口の商品ファンドを多種類設立しようとする業者には申請負担が大きい、ついては、実績のある業者には一括で設立認可を出して欲しい。		商品ファンドの運用にノウハウを持つ業者が小 口でも多くの特定商品ファンドを効率的に立ち上 げることが出来れば、投資メニューが増え、経済 の活性化、地域の活性化に貢献できる。		
5054A 5054056		z15011	冷凍保 安規則 経済産 業省、号、第 14条2 号	高圧ガスの製造は、製造する高圧ガスの軽類及び製造設備の態様に応じ、1日に1回以上当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、異常のあるときは、異常のあるときは、異常のあるときは、異常のあるときは、異常のあるときは、異常のあるときは、対象は備の推修その他の危険を防止する措置を講じて	異常点検の方法について、遠隔監視 装置等により、「1日1回以上の点検を 実施し、異常のあるときは補修その他 の危険を防止する措置を講じる」という 省令の要求事項を適切に満たせ常ことを を示せば、当該装置等によりに満れまった。 を示せば、当該装置等によりでは、平成15年 度の全国規模の規制改革要望において他の主体から同様の要望が出され、 「点検方法につけて、コンピュータ制御 等による遠隔操作で行う場合について は、遠隔操作を行った場合について は、遠隔操作を行った場合であっと 十分に保安の確保が可能であると証 明すれば、その方法により点検を行う ことは現行制度上でも可能である。」と の回答を行っているところである。」と の回答を行っているところである。」 国規模での規制改革要望。に対する 各省庁からの用回答について(平成1 5年8月11日)を参照のこと)。		-			(社)日本経 済団体連合 56 A	高圧ガス保安法(冷凍)に ける製造の方法に関する技 術上の基準へのみなし事項 の追加【新規】	冷凍保安責任者の選任が不要 の施設で、かつ安全確認可能な 遠隔監視装置を用いる場合は 交冷凍保安規則第9条2号の11日1 回の異常点検」に該当することと すべきである。		通信・制御技術の発達により、現在は冷凍機の保安を含め機器・エネルギーの群管理を行うことが一般的になっている。また、遠隔地のセンターで設備の異常確認を行うことも可能となっており、現場の無人化。製作時の迅速な出動による対応も可能である。したがって、冷凍保安責任者の選任が不要である録2種製造者については、異常点検の方法として、安全確認可能な遠隔監視装置等を用いることを認めるのが妥当である。	12条第2項 冷凍保安規則第9条2号、第14 条2号、第36条	は、「1日1回の異常の有無を

										様式 2 全国規制改革及び	太阳州从安主旨						
要望 管理 要望事項 管理 管理番号 番号	グループ化番号	管理 所	管省 該当法	制度の現状	措置の 措置の 分類 内容		その他	再検討要請	措置 措置 の分 の内 類 容		要望主体 要望主体 再 別 番		具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5054A 5054057	z15	5012 経業	高保第27、 高保第27、 系第の22、 第一 上保第第一 上保安第第 6 条条 6 条	乙種化学又は丙種化学の免状の交付を受けた者であり、且つ高圧ガスの製造に関する1年以上の経験があれば、高圧ガスに係るガスの区分(4区分)のうち、を含む区分に属する高圧ガス、又は分に属する高圧ガスの区分に個分)以外の高圧ガスの受労(4区分)以外の高圧ができる。	с -	保安係員は高圧ガスの製造に係る職務を行い、その選任には高圧ガスの製造に係る経験が必要となるが、これは、高圧ガスの製造と消費の場面とては、適度すべき内容が異なるため、扱うガスの区分の製造経験を積み、予めガスの性質等を熟知することが必要となることによるものである。		下記要望者再意見を踏まえて、再検討されたい、 (今次要望は下記の3項目を満たすものはたり、10年9イが低温液化ガス貯槽の可燃性ガスの製造設備の保安係員として選任を可能とするよう要望を持ちます。 高圧力ス保安責任者免状を有する者 (左にコールドエバボレーラ)を開いてが、 (京の高圧力スの製造経験を有する者 (正線水素又は圧線天然ガスにかかる特)高圧力、消費の製造経験を有する者 (本)、液化数素 (水化酸素)、液化多素、液化アルゴン、液化数素(水化酸素、液化窒素、液化アルゴン、液化炎酸ガスの製造設備(コルドエバボレータ)と同様の設備であり。 の要件を満たす者は低温高圧力ス製造の経験を有するといえる。また、低圧状態での可燃性ガスの性質を熟知している必要があり、 の要件を満たするといえる。また、低圧状態での可燃性ガスの性質を熟知している必要があり、 (京正月本活度)、 (京正月本活度)	20 C - III	乙種化学又は丙種化学責任者免状を有する者を保安係員に選任するための経験の要件は、消費の経験があることではなく、高圧ガスの製造を11時費の経験があることであるが、これは高圧ガスの、製造。と消費の場面とでは注意すべき内容が異なることによるものである。したがって、可燃性ガスの、製造の経験をもって、可燃性ガスの、製造の経験に代替することはできない。もたと、規則で規定してあるように、たとえば酸素や液化窒素等可燃性ガス以外のガスであっても、当該ガス1種類について1年以上の製造経験を有する場合に、扱うガスのもできる。加えて、1種類のガスでは一年以上の経験を有していない場合であっても、可燃性ガスを含む他の種類のガスの製造経験があれば、可燃性ガスを含む他の種類のガスの製造経験があれば、可燃性ガスを含む他の種類のガスの製造経験があれば、可燃性ガスを含むでの種類のガスの製造経験があれば、可燃性ガスの製造の保安係員に選任されることができる。こ種化学又は丙種化等責任者免状の交付を受けている者に限る)。	(社)日本経	可燃性ガス製造事業者に ける保安係員選任条件の 和【新規】			低圧状態で可燃性ガスを貯蔵・消費しており、さらに液化酸素や液化窒素といったコールドエバボレータ(CE)を取り扱っている場合には、可燃性ガスあよび低温に関する知識・経験があり、かつ液化水素製造設備と同様の製造設備(液化窒素、液化酸素、液化アルゴン、液化炭酸ガスのコールドエバボレータ)による製造経験をしている。これは、保安係員の選任条件である「可燃性ガスの1年以上の製造経験、と同等の総験を有していると言うことができる。	項 高圧ガス保安法第32条第3項 一般高圧ガス保安規則第66条 第4項	好員に自免人の文刊を受けて いる者で、高圧ガスの製造に 関する経験を有する者のうち
5054A 5054077	z15	5013 経業	済産 電気用 品安全	ツーリストモデルを国内で販売する場合、日本の技術基準に適合しない電気用品である日とない。承認を得た電る日よとから、承認を得たできる日よに収し、販売を行うことができると規定されている。	с -	ツーリストモデルについては、海外で使用されるという目的に鑑み、基準適合確認等の義務を例外的に免除しているものであり、数量の大小を確認することにより、申請された案件が本当にツーリストモデルであるかどうかをおいて、申請時に必要な項目として「製造輸入又は販売を予定する数量を記載いただいている。また、万一、誤って国内に流通した場合、また、万一、誤って国内に流通した場合、また、万一、誤って国内に流通した場合、をの実数が起こった場合、どの程度ののが即座に把握することが必要であると考える。以上により、例外承認申請にかかる数量の記載については、現行のとおりとしたい。		下記要望者再意見も踏まえて、再検討されたい。「回答では、数量把握の目的が、ツーリストモデルが否がの一つの傍証、誤って国内流通した場合の影りの程度を予見すること、は到の申請をもとに互がある程度のおおまかな概数で数量を把握すれば十分である。」	鑒 C -	例外承認申請は、同一の製品が継続的に申請がなされるケースばかりでなく、1回限りの場合も多くある。また、繰り返し申請される場合でも一度目と二度目の数量は売れ行き等によっても異なってくると考える。よって、意見のように当初の申請をもとに数量を把握することは不可能である。	(社)日本経 済団体連合 77 A		現行の例外承認申請で要求されている「製造、輸入又は販売を予定する数量」について、申請項目の対象外とするよう措置すべきである。措置ができない場合には、対象量を把握することにより、対象を把握することにどのような相関関係があるのが、明確に示すべきである。		海外への土産用電気用品は、IEC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、一般の輸出用品同様の安全性を有している。国内流通を防止する観点からも製造・輸入事業者の責任の下、適切な販売指導が行われており、事業者の自己管理に委ねても問題は生じない。また、欧米諸国においては、事業者にこうした承認申請を求めることは行われていない。国内流通の防止を開発するのできれば、売・流通段階での管理循序など別の策を請じるへきであり、国内流通の防止と例外系認申請を受けた製品の数量把握にどのような相関関係があるのか不明である。	条、第18条	について、経済産業大臣の承) 認を受けた場合には、電気用 品の技術基準への適合義務 や表示義務等が免除される。 海外への土産用電気用品に
5054A 5054078	z15	5014 終	法第3 条、第8 条、第9	電気用品の製造又は輸入を 行う際は、届出を行い、義務 を履行した後、事業者名等 の表示を付して販売すること としている。	с -	再輸入品は、海外において改造される可能性もあり、このような再輸入品の 可能性もあり、このような再輸入品の 安全性を確保する責務は、輸入事業 者にあると考える、輸入した時点で、 海外における改造の有無の判断は難 しいことから、再輸入品について輸入 事業者名を表示し、再輸入品の違反 や事故が発生した際の責任の所在を 明確にする必要がある。		海外での改造の可能性に関して、その非常 に小さな可能性のために、輸入事業者に表 示義務を譲ずことを正当代することには対 得ない、そもそも、改造するインセンティブか あるとは思えない。責任の所在の明確化に 間しては、輸入事業者が結果的に判明すれ はいいため、製品に輸入事業者名を表示す るい外の方法も考えられるのではないか、 以下要望者懲見も踏まえて再検討額いた い。 でを明確にも国内の製造事業者名でおり、のではないか、 には、国内の製造事業者も再任の所 のためには、国内の製造事業者も再任を 及された場合、国内国外の販売経路をたど 及された場合、国内国外の販売経路をたど 及された場合、国内国外の販売経路をただ り、改造された場所・責任者を特定すればよ い)ので、輸入事業者の債務を免除すべき ある。 現在は、日本国内で製造され、PSE法に基 プき製造事業者名が表示された製品を国政 近事業者名が表示された製品を国政 には、輸入事業者の情報を分除では には、輸入事業者の情報のに関する場合には には、輸入事業者の情報を発表の には、輸入事業者のに関連として「診り には、輸入事業者のに関連を 形と成ければならない、この理由として「診り には、輸入事業者名に表、同の理由として「診り にもいて改造される可能性がある。ことを主 張されるが、改造される可能性がある。ことを主 環されるが、改造される可能性がある。ことを主 環されるが、改造される可能性がある。ことを主 環されるが、改造される可能性がある。ことを主 環されるが、改造される可能性がある。ことを主 環されるが、改造される可能性がある。ことを主 環されるが、改造される可能性がある。ことを主 環されるが、改造される可能性があるのに自 はまれる可能性がある。ことを主 ではない、ことを主 ではない、ことを主はない。」	C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	海外で改造された製品が輸入される事例がある限り、そのような製品の国内流入を防ぎ、万一当該製品にはいて事故や不具合的等が発生したときには早急に責任の所在を明確にする必要がある。加えて、「改造」のケースのみならず、日本メーカーの表示等を模写した「模造品が輸入されるケースがある。そのような模造品の国内流入を防ぐためには輸入事業者に確認を義務づけることが必要である。また、国内における改造等に対しては電気外の改造等を行う事業者に対しては電気中品安全法を適用して対処できるが、海の改造等を行う事業者に対しては電気中の改造等を行う事業者に対しては電気中品安全法を適用して規制することは不可能である。	済団体連合 78 A	再輸入される電気用品に る手続の見直し	国内の製造事業者が電気用品 安全法に定める義務を履行し PSEマークや製造事業者名を表 示した再輸入品については、輸入 事業者の責務を免除すべきであ る。		国内で購入した電気用品を再輸入する際に も、再度、電気用品安全法に基づく手続が求め られることは、同じ手続の反復である。再輸入さ れる電気用品は日本国内で製造されており、事 対が起きた場合、その責任は製造事業者が負 べきで、輸入事業者を表示により特定する必要 性はない、製造事業者の適合検査証明書の目 して輸入事業者自身が検査を行う必要はなく なったものの、表示義務だけが残っている。 なお、上記は再輸入品に改造が行われていないことを前提としているが、万一、改造が行われていないことを前提としているが、万一、改造が行われているいことを前提としているが、万一、改造が行われた場合は、改造行為そのものが製造行為となるため、本件でいう再輸入品とはみなさず、通常の電気用品の輸入に関わる責務を負うものと考え	電気用品安全法第10条	国内で製造され、電気用品 安全法に基づく対応を行ったA Cアダプターなどの電気用外において当該電内に出荷し、海外には同人でも、 いて当該電内においる。 は、一度海外に気用熱に合、 等人を注してはならなる手続を履行しなけれ重なの手ができた。 しなけれ重なが、こうしたの、例するため、例するで製造されたACアダプターを使りな対象がで生国内で排入では、 がで生産内でかない。 かで生産力で表が、というのでは、 がで生産力では、当該ままの、 ので、当該ままが、 の製品み、再度、当該ままが材を の製品み、再度、当なない。 にがして、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
5054A 5054079	z15	5015 経業	済産 品安全 省、法第2	法において電気用品は「一般用電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第17号) 競別電気工作物(電気事業 38条第1項に規定がある。)の部分となり、下くは、下のでは、下のでは、下のでは、下のでは、下のでは、下のでは、下のでは、下ので	с -	機器と一体的に使用されるか否かにより、特定電気用品として指定されているのではなく、その電気用品の構造又は使用方法その他の状況からみて特に危険又は障害のおそれが多いものを特定電気用品として指定している。ACアダプターは長時間無監視で常時接続使用され、事故情報の報告もある。このため、ACアダプターは接続される負荷機器が電気用品安全法の対象となるか否かや電気用品安全法の対象となるか否かでよって、ACアダプター自身が定電気用品かるが否がでよって、ACアダプター自身ではありまかるか。電気用品な会主法の対象となるか否がとまって、ACアダプター自身ではいと考える。を決定することは適当でないと考える。		以下要望者再意見を踏まえて、再検討されたい。 「ACアダプター以外にも無監視状態で使用される機器は多くあり、ACアダプターを特定電気用品に指定する特別な理由が認められない。ACアダプの事故が他の無監視状態で使用される電気用品と比較して多いということであれば、その記録を示すべきである。」	c -	ACアダプターは無監視状態で使用されるものであり、付加機器に対して当初想定されている機器以外にも使用できるという特性などから、事故数やその深刻度が大きい(例えば、電気製品が原因で起きた建物火災の約3割が直流電源装置(ACアダプター)によるものである(平成14年1月 - 平成18年7月の電気用品に係る事故データより)、特定電気用品の指定については、こうした事故発生件数やその深刻度によって必要に応じ見直しを行っているところである。	(社)日本経 済団体連合 79 A	機器と一体的に使用され 直流電源装置の特定電 用品以外への移行			機器と一体的に使用される直流電源装置は、機器から電源供給機能を抜き出したものであり、その安全性は直流電源装置を含めた機器全体で考えることが妥当である。直流電源装置と組み合わされて使用される機器のほとんどは携帯用のオーディオ・ビデオ機器、電話機、情報機器等であり、特定電気用品に指定する必要はなく、早期に特定電気用品に指定する必要はなく、早期に特定電気用品となってある。無監視状態で使用される電気用品の多くが非特定電気用品となっている中、なぜ直流電源磁流を使用される電気用品の多くが非特定電気用品となっている中、なぜ直流電源磁流能明がない。なお、過去に電気のか、甲で破る、過れば、ない、なが、過去に電気のか、甲で破る、過れば、ない、なが、過去に電気のか、甲で破る、過れば、製品の構造上の問題で、無監視状態で生じた事故ではないと理解している。	電気用品安全法第2条 電気用品安全法施行令第1条 の2	直流電源装置は特定電気用 品に指定され、登録検査機関 による適合性検査の対象と なっている。

												標式 2 全国規制改革及び日	以间形以安主旨						
要望 管理 要望事項 補助 管理番号 番号	グループ化番号	管理 F 1ード	所管省 <mark>該当法</mark>	制度の現		置の 措置の		[要(対応策)	その他	再検討要請	措置措置の分の内類の内容		要望主体 要望主体 現 別 規 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5054A 5054080	z1	5016	電気用産品安全 器子 業省、法条	輸入事業者が法は電気用品を輸入す 電気用品を輸入す 義務等を履行した 事業者名等の表え 販売することとなっ	する場合、 :後、輸入 示を付し、	с -	のため、事業者名 なっている。我が について、国内の 等の義務付けを誤	国への輸入電気用品 輸入事業者に表示 課すことが国内に流 月品の安全性確保に	ā	責任の所在の明確化という点では、東 入事業者を特定することが目的であり、製品に輸入事業者名を表示する。 外にも簡便な方法が考えられるのでは なも、動物、事業者の表示義数 を課すことが、結果的に、同一の製品 に対して一重の検査を要求することに なる。 以下要望者意見も踏まえて再検討解 いた要望 は、責任の所在の明確化のが、事業者名を表示することとなって いる。とされているが、機器と同梱なる 電気用品については、機器全体と で責任が明確化している。このため、 同梱のアダプターにまで表示義務を 課すのは過剰規制なので、現在の表 示義務を緩和すべきである。」	以 3.4 こ こ こ た た た た た た た り た り し し し し し し し し し し	機器本体と分離して使用できる電気用品(今回のACアダプターの場合など)の場合は、その電気用品が他の機器と組み合わせて使用されることもあるため、責任の所在を個別に明確化する必要がある。したがって、電気用品が機器本体と同梱されている場合でも機器全体として責任が明確化しているとはいえない。	会		電気製品に同梱するACアダブ ターに限っては、輸入事業者の表 示義務を免除すべきである。特 に、携帯電話については、早期に 措置すべきである。		すでに電気用品安全法上の手続等を完了している製品であり、電気製品にそのまま同梱されるだけで安全性には何らの変化のないものを、流通ルートの違いによって表示を変更し、両側規制である。こうした複数の手続による事業者の負担を軽減するためにも、表示義務を含めて簡素化すべきである。 少なくとも、機器に同梱される電気用品については、機器全体としての責任が明確化しているため、電気用品における表示義務を緩和すべきである。	電気用品安全法第10条	電気用品安全法第8条に規定する技術基準の適合義務を 果たした場合には、当該電気 用品に製造事業者名あるいは 輸入事業者名を表示しなけれ ばならない。
5054A 5054081	z1	5017	電気用 電気角産 品安全 法第3 条	国が事業者の製設行っている電気用するため、製品であり、上同様の性質を利められる範囲を型として、届出を提出している。	品を把握 安全確保 すると認 式の区分	С -	を定いと考えしています。 ないと考えしないと考えしかい きましかい ることに 差式 こことに 考えているな 改正 ときえん 行態に したい は 場合 は に は は は ない は は は ない は は ない は は ない は ない	品について技術基準 雑になり効率のでは で電気用品の性質 るべき技術度の通知式である が楽りな制度の通可 が楽りな制度の通で きでも対り受けられる はあいて参りけられる はあいて参りがあれば 体的に問題があれば は、		以下要望者意見を踏まえて再検討されたい。「回答では「型式ごとに守るべき技術 基準を定めることによって効率的な制度の運用になる」とされている。しかし、同一型式区分の中でも異なる電きのもちも型式区分が異なる製品が存ますると、型式区分は実態に即していない。本制度を抜本的に改正し、非特定月間のでは、「ない、本制度を抜本的に改正し、非特定月まである。」	リ 元 c - て 用	型式区分についての考え方は前回お答えした通りであり、実態に即していない部分がある場合は精査し対応して参りたいので、具体的な品目、項目等をお示しいただきたい。	(社)日本経 済団体連合 81 A	非特定電気用品に係る電気 用品の型式区分の撤廃【新 規】	非特定電気用品に係る電気用 品の型式区分を撤廃すべきであ る。		電気用品の製造や流通については、実務上、事業者自らが設定し製品に表示された機種名によって管理されているが、当該規制によって機種名とは別に型式区分による管理が求められている。 型式区分は国に対する届出の最小単位となるとともに、販売後における表示禁止命令の発動単位となるものであるが、同一型式区分の中でも、異なる電気回路を有する製品が存在することや、同じ安全性能であっても型式区分が異なるものが存在するなど、実際に即したものとなっていない。 また、仮に事故が発生した際の公告時などは、型型式ではなく、製品に表示されている機種名で回収命令されることが通常である。本来は、全ての電気用品について型式区分を撤廃すべきであるところ、特定電気用品のうう、例えば電線などは適合性検査を受けるうえで型式区分を利用しているため、非特定電気用品について要望する。	電気用品安全法第3条2号 「電気用品安全法第3条第2号 の事項に係る届出について」 (2006年3月20日) 「中古販売事業者等が電気用 品安全法に基づき行う自主検	適用されている。この型式区 分については、2004年8月に 簡素化されたものの依然とし
5054A 5054082	z1	5018	電気用産品安全 品安全 業省、 条	構造又は使用方法 状況により感電、 危険や障害を受ける のある電気用品を として定めている。	火災等の Eする恐れ 対象製品	с -	対象とするのでは方法等の使用状況等の危険や障害をあるものを電気用制していくことが合る。なお、制度の透明	を電気用品安全法のなく、構造又は使用 なく、構造又は使用 別により感電、火災 影響を入りで 記として指定して規 合理的であると考え は 性を確保していくた サイト等に順次示し る。		以下要望者意見を踏まえて再検討されてたい。 ・現行の制度はグレーゾーンが多く、 確認に多くの時間と費用を要する。仮 に現行のポジティブリスト方式を維持 するのであれば、Webサイト上の解析 で詳細な情報提供を行うとともに、ど のような方策・施策で、前述の問題を 解決されるかを示すべきである。」	ξ c	ポジティブリスト方式が合理的であるという 考え方については、お示ししたとおりである。 事業者に対して迅速にその解釈等をお知ら せするために せするために 報提供を行っており、今後も順次解釈を示し ていくところ。	(社)日本経 済団体連合 82 A		電気用品安全法にかかる対象・非対象の判断基準については、現行のポジティブリスト方式への移行を図るトきである。仮にネガティブリスト化が困難な場合については、少なくとも製品の特性で電圧や使用場所等)を踏まえた客観的な規準で対象・非対象が判別できる環境をである。また、こうした規率を設定する際には、解釈通達を発出するなど、広く事業者に周知するべきである。		急激な技術革新の進展や消費者ニーズの多様化に伴い、電気用品安全法の対象となる以カテゴリーの融合が進んでおり、現行の法令による電気用品名の区分による判定が難しなってきている。ネガティブリストを採用することで、現状のボジティブリスト方式に比べ不明確な領域が格段に少なくなると期待されるほか、グレーゾーンの技術基準適合未確認製品の市場流出を防ぐことができる。また、現状の解釈については、単なるHP上における情報提供にとどまっているが、法令順づに関わる運用基準を示す際には、行政運営の透明性の向上の観点からも解釈通達を発出すべきである。	電気用品安全法第2条	電気用品安全法の規制対象となる電気用品の品目とその解釈については、電気用品安全法施行規則やHP上で公表されているが、記述内容に抽象的な表揮多様化していることから、同法の対象となるか否がについて判別がつきにくい。実際に市場に流通している同と、実際に市場に流通している同様であり、時期等によって、法の対象、非対象が混在している。
5054A 5054083	21	5019	条第1 項 電気用 端省、品の技	電気用品は技術を することが義務付 る。 技術基準は、日本 準である1項基準 合化を目的とした ある。	けられてい 独自の基 と、国際整	е -		ディシジョンが、2 I項 扱って頂いて構わな		IECにおけるCTLディシジョンが、2項基準の解釈ということを周知徹底されたい。以下の聖望者意見も踏まえて再回答されたい。「以下の事項を通達などで示すべきである。」1技術基準0の解釈についてである。2.技術基準の解釈を単位は「電気用品の技術基準上の基準定める省今の解釈についてである。2.技術基準の2項基準の解釈基準は、CTLディシジョンである。」	î	CTLディシジョンについては、ごく一部に日本において適用するにはそかないものもあるため、全てを2項基準の解釈として提示することは困難であるが、基本的にはCTLディシジョンを2項基準の解釈として運用してまいかたい。また、適用するのに判断が難しいCTLディシジョンについては、個別にご相談いただきたい。	(社)日本経 済団体連合 83 A	電気用品安全法に関する技 術基準の判断基準の明確 化	IECにおけるCTL解釈が2項基準 の解釈である旨を公表し、周知徹 底すべきである。		技術基準2項と整合性のあるIEC基準に則って 運営されているCBスキーム(加盟国の認証機関 同士がIEC規格に基づいた試験データを相互に 受け入れる国際的な相互認証制度(について は、CTL(Committee of Testing Laboratories) ディシジョンという解析集が公表されている。国際整合化をはかるためにも、2項基準で採用す る旨、明確にすべきである。 「電気用品の技術基準上の基準を定める省令 の解釈について、は、ももと1項基準に対する 解釈であり、2項基準については会まれていない と理解している。また、CTL等の解釈がどこに示 されているかが具体的でなく、第2項解釈が広く 一般的に公表されているとは言いがたい。	電気用品安全法第8条第1項	電気用品技術基準にかかる 判済基準や技術的解釈は、経 資産業省が行うこととされているが、その内容は、広く一般に 公表されていない。

要望 管理 要望事項 補助 番号 管理番号 番号 プルー	管理 所管省コード 庁等	該当法令 制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置 措置の分 の内類 容		要望主体項	安望種別,規	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5054A 5054085	厚生労 (働省、産業省、環境省	製造等 に防止することを目的に の規制 しようとするものは、あら	ルて 主 未 然 新 C - かりじ 業 要事	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律は、化学物質が環境を経由して人の健康又は動植物の生息・生育に与える影響を未然に防止することを目的としており、新規化学物質ではにその性状を評価することを見りとしている。その際、たとえ他の物質にしている。その際、たとえ他の物質であっても、それが新規化学物質でありかつ1重量%を超えて含有されて終物としている。その際、たとえ他の物質によ、それが新規化学物質でありかつ1重量%を超えて含有されで第10場ともいる場合では、それが環境中で濃縮され影響を見る可能性が無限でないにかめ、こうした物質による影響の未然防止のあり、当該な確認の対象としているものである。したがって、新規化学物質として取り扱われない不純物の含含利合を10重量%にすることはできない。	!	以下要望者意見を踏まえ再検討されたい。 「厚生労働省、経済産業省、環境省の回答では、日本の化審法の不純物規制が諸外国よりも著しく厳し(定めれていることに対しての説明がない。2004年の化審法改正では、欧米での規制の現状を参考として生態系影響に着目した審査・規制制度を導入した経緯を踏まえ、この理由を明確に示すべきである。」	かりら C -)	は、代学物質・研究機能は日本の必要を対していまった。 は、代学物質・研究機能は日本の必要を対していまった。 は、代学物質・研究機能は日本の必要を対していまった。 の場所は、代学物質・研究機能は日本の必要を対していまった。 の場所は 、	(社)日本経	55 A	化審法における不純物規制 の見直し	不純物が新規化学物質として取り扱われるようになる含有割合(1重量%)を、少なくてもEU並みの10重量%へ引き上げるべきである。		不純物が1重量%以上の場合、当該不純物は新規化学物質として扱われるので衛生性試験が必要になるが、個々の物質ではなく、実際に流通する化合物全体をチェックすることで安全性を担保できる。 新規化学物質届出制度が実施されているのは日本に加え、米国、EU、カナダ、オーストラリア・フト、スイス、韓国、中国、フィリビンの10ヵ国(地域)である。この中で、米国、カナダ、オーストラリア等では不純物の届出はて果であり、EUでは10重量%未満の不純物はELINCSの収載対象外である。2004年4月の化審法改正はアメリカ・EU・カナダ等が生態系保全のための規制を実施している状況を受けたものであるなど、各国の規制の状況を参考としているにも係らず、当該規則は他国に比べて著し後して優してのより、当時間は他国に比べて著し続して変められている。また、衛生性試験により最大で2000万円程度、期間にして7~8週間程度がかかり、製造販売時期の遅延等によって国際競争の観点から不利である。	化学物質の審査及び製造等の 規制に関する法律第3条	化審法では、新規化学物質を製造又は輸入しようとする際に、不純物が1重量%以上含まれる場合験をは、個別の物質として衛生試験力大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない、1重量%以上の不純物が含まれている場合、この不純物が含まれている場合、この不純物は個別の物質として扱われ、別途手続きが必要となる。
5056A 5056001		排気を 発電用の 別外の 用が がる発電用の蒸気ターとの 対象を 電用の 素では 対象を でであること が、 ででは が、 ででで が、 でで が が、 でで が、 でで が、 でで が、 でで が、 でで が、 でで が、 でで が、 でで が、 でで が、 でで が、 でで が、 で が、 でで が で が	也の け 付 イ メ よ 会 気 る て 取 て 取	工場用動力等のみに排気を供給する発電用の蒸気を一とンに蒸気を供給するポイラーのうち、一定規模以下のものは、電気工作物として扱わないよう運用を緩和している。しかしながら、一定規模を超えるものは、専ら発電の用に供するものとして、電気事業法に基づ人発電設備としての保安の確保が不可欠なものである。	-	「最高使用圧力が1Mpa以下のポイラーはすでに規制緩和されているが、一定の規模を超えるものは電気事業法に基づ、栄電設備としての保安の係保が不可欠のものである。」との回答であるが、1Mpaと2Mpaとでは保安の確保がどう違うのか具体的に示しいただきたい。	確 :	工場用動力等のみに排気を供給する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するポイラーであっても、そこで発生した蒸気で発電を行っていることから、電気工作物となる。例外的に圧力11/10Pa以下の小規模なものは電気工作物として取り扱わない通用を行っているが、保安の観点からこれ以上の緩和は不可能である。軽素で気工作物との法令上の手続きについては、既に緩和されていることから、指摘のように電気工作物であることが分散型発電設備の促進に阻害となるものではない。	ラー: 圧力容器工 1	11 A	ポイラーメーカーとして分散型発電設備の促進のための 規制緩和のお願い		蒸気タービンの排気を工場用動力での他の発電用以外の用途にのみ供する場合は、最高使用圧力1Mpa 最大蒸発量10ン毎時以下であるものは電気工作物として取り扱わないと緩和されているが、2Mpaでは適質体ですが、1Mpaまでのものは一般づりですが、1Mpaまでものであり、範囲を受けているものであり、範囲を受けているものであり、新囲厚生労働省の検査を受けても同様に関生労働省の検査を受けるものであり、可能に関する場合であり、で緩和していたも同様に関すでは確保というとでは確保というとでは様様にないでは、2Mpaまで緩和していただきたい。	以上の緩和がされることによって分散型発電装置が促進され、ひいては地球温暖化、企業の業績にも影響するものと思われる。	電気事業法	
5058A 5058015	z15022 経済産業省、	電気事業 法 第44条 第44条 第44条 第44条 9年 20年 21年 21年 21年 21年 21年 21年 21年 21年 21年 21	安規 ビ事管 で 査	安確保の観点からは、蒸気タービン、誘導発電機、その附属設備等を電気事業法上の発電設備として一体的に扱い、工事、維持、運用等を行うことが必要であるため、電気事業法上の発電設備から除外することはできない、なお、要望理由に記載の蒸気タービン、誘導電動機の扱いに関しては、で、電気事業法上の発電を行うものについて、電気事業法等の発電設備として扱わないとしているが過渡的に発電を行うものについれて、電気事業法第43条第2項に基づき、一定の要件を満たす者であれば、ポイラー・タービン主任技術者会して選任できるなど、一定の機和措置しいでは既に設けられている。工事計画の手続きについては認可ではく届出制としており、設備の検査についても事業者自らが行うこととしてはなく個出制としており、設備の検査についても事業者自らが行うこととしておなど、簡素がつ行政の関与の少ないものとなっている。	-	本条件は、電気事業を目的とする設備ではなく、事別 所内での余割エネルギーの効率的な使用、あるい間 な数させているエネルギーの回収をする設備の設置 たの適用について規制機能を求めているものでは あり、影響を行う誘導を動態については電気 は通常の影響を行う誘導を動物については電気 は多調をあった。との場合というには電気 は多調を動物に影響を行う誘導を動物については電気 は多調を動物に影響を行う誘導を動物については電気 は多調を動物としている場合といる場合をお非発電 でいる時の水性回じてあるので、一定規模以下の設備をは保 を実施している時の水性に考える。 本条件は、省エネもほぼはかつではれた中にあって、が 数以び手続きしかの調はからか、成ましてきる。この 数以び手続きしかの調はからの調はいたのよう。 を実施しているので、一定規模以下の設備では なる条件は、省エネもほぼはかつではれた中にあって、が が 数以び手続きしか可能はから、変しなれてもなって、が が が、より継ががある。 本条件に当ないます。 が、より継がのであるが、またいであるの大えな 電気事業を主じまってに関係化されているとの事でき に関いてのそれるの手続きの項目いると概念である。 を記録の言葉とないます。 を記録の言葉とないます。 に関いているのであるが、またいます。 に関いているのである。 に関いているのである。 を記録のである。 を記録のであるが、またいます。 を記録のである。 を記録のであるが、またいます。 を記録のであるが、またいます。 を記録のであるが、またいます。 を記録のであるが、またいます。 を記録のであるが、またいます。 を記述のまたいます。 を記述のであるが、またいます。 を記述のまたいます。 を記述のまたいます。 を記述のまたいます。 を記述のまたいます。 のであるが、またいます。 を記述のまたいまする。 を記述のまたいます。 を記述のまたいます。 を記述のまたいます。 を記述のまたいます。 を記述のまたいます。 を記述のまたいます。 を記述のまたいます。 を記述のまたいまする。 を記述のまたいまたいまする。 を記述のまたいまする。 を記述のまたいまする。 を記述のまたいまする。 を記述のまたいまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまない	まとら事るでは音を 規則なよもお決ら で、等論	電気事業法は、事業規制と保安規制の2つの観点から規制を行っている。保安規制に関しては、設備の安全性の観点から、電気事業の用に供する電気工作物のみならず、自家用電気工作物や一般用電気工作物に対しても規制を行っている。発電設備は電気事業の用に供しているか否かに関わらず、発電設備としての保安を確保しなければならない。 現場では、その附属設備等は、電気事業法上の発電設備である。過渡的に発電を行っている。発電動機が過渡的に発電を行っている。対した得る目ので設置された誘導電動機の扱いはエレベータの回生電力など、動力を得る目ので設置された誘導電動機が過渡的に発電を行ってしまうものは、電気事業法上の発電設備として扱わないというものである。定常的に発電を行ってしまったは、発電設備として規わないというものである。定常的に発電を行うのであれば、発電設備として規わないというものである。定常的に発電を行うのであれば、発電設備として規制すべきものである。	石油化学工業協会 1:	5 A	蒸気タービンによる発電	は、発電を業としない(発電所を有しない)事業所が設置する場合 限定的な規模(たとえば発電量1000KW)以下の場合 発電量が自家使用電力を上回	電気事業法に則って対応すればよいが、ボイラー・タービン主任技術者の 選任等電気事業法の各種の規制が 適用され、多くの労力とコストが必要	電気事業法マ(火ノ)関係」Dが誘真域か合業。 に、蒸気タービンと誘導電動機と負荷(ボンゴ 等)との組合せにおいて、蒸気の量により誘導電 動機が過渡的に起電(発電)を行う場合、本設備 は発電設備としては取り扱わない。」との解釈が あるので、蒸気タービンと誘導電動機と負荷(ボ ンブ等)との組合せで条別蒸気等を有効利用す ればよい。しかし、余剰蒸気等は通常安定的に	電気事業法	(要望理由の続き) 「蒸気ターピンと誘導電動機と負荷(ポンプ等)の超合せと「蒸気タービンと誘導電動機と 「蒸気タービンと誘導電動機と「蒸気タービンと誘導電動機、 の組合せとには、負荷(ポンプ等)の有無が違うのみであり設備的(管理面や運転面もろした)、大規模発電所を考えると「蒸気タービンと誘導電動機」の組合せを無制限に発電設備から外すことはできず、また備など一部緩和がなされているものがある。よって、これらを総合勘案した上で、前述を条件としば、標準では、一部緩和がを流れているものがある。よって、これらを総合勘案した上で、前述を条件として、常時で表別す。とい、前述を条件としての常時で起電、発気電影機の電とでで、自然を保むした。
5058A 5058016	z15023 経済産業省、	電気事業法第17条は、 電気事事業を登場合以外の の供給(特定供給)につ 8経済産業大臣の許可を る旨を定めている。	官気	要望理由である、グループ会社の余剰電力を電力会社の送電網ネットワークを介して離れた場所において受電することについては、特定供給の許可(電気事業法第17条)ではな、特定規模電気事業の届出(同法第16条の2)を行うことにより、既に可能となっている。	3	本案件は、特定規模事業者からの電力供給を受けることに関する要望ではなく、資本・人的交流・原料の融通ないでは、現本・人的交流・原料の融通なの電力供給に関する規制緩和要望である。現状では、このような場別の場合を利用できない。とのこのにのは、かり、一切なり、かり、一切なり、なり、なり、かり、一切なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、な	はどう。 ミク布易の1ク配 ・・受面 -	ご要望の主旨は、資本・人的交流・原料の 融通などがある連結決算企業グループ内で グループ内の安価な電力を有効に利用する ため、電力会社の送電網を利用したいという ことであると理解するところ、電気事業法で は自らが特定規模電気事業者となることに よって、託送制度を利用して一般電気事業 者の送電網を介してグループ内外の企業 で力を使給することが可能である。 なお、電気の売費価格は自由に決定することができ、ので、機関により自由な価格決定を 妨げられることはない、(中立機関は送配電業務の実施に関する指針の策定等を行う機関である。)	石油化学工業協会 1	6 A		して、特定供給を可能にして欲し い。	グループ会社の中には、余剰電力を保有している会社があり、現状場所が離れていることから、その余剰電力を活用する事が出来ない状況である。その為、電力会社の送電網ネッ・リークを介し、コンピナーの大同となる。 また 通して受電する事が可能となり安価な電力を使用する事が出来る。 また、グループとしても競争力を高める事が出来る。	(1)親子関係が成り立っている会社間各所での 余剰電力を、電力会社の送電網ネットワークを 介し、離れた場所においても既設の送電線を利 用して受電したい、新たな自営線を設けること なく、コンピナート等の共同発電所等を介して受 電力にい) (2)昨今電力料が値上がりしており、余剰の安	電気事業法17条 電気事業法施行規則20条	

要望 管理 管理番号 番号 でルー が出 がれ 番号 でルー がれ 番号 号	管理 所管省コード 庁等	該当法 令 制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置 措置 の分 の内 容	措置の概要(対応策)	要望主体	安望事項番品	至望望種 要望事項別 (事項名)規	具体的要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5060A 5060001	z15024 経済産業省、	工場立地法施行令第1条において、電気供給業に属する発電所で水力又は地熱を原動力とするものについては上場立地法施行令第1条1条1条1を表しい。 無地とは、工場立立を投足している。 無地とは、工場立定する代別・ 地球といい、環境を以い、環境をはいい、環境をはいい、環境をはいい、環境をは、工場立する工場でをしない、以場立地は大量が、場場の地域のは、工場では、工場では、工場場の地域ので持た。 (要とは、工場場の地域のでは、工場場の地域のでは、工場場の地域のでは、工場等周辺の地域のでは、工場等ので保持に寄与するように管理されているものをいう。	ā b d -	太陽光発電施設の適用除外については、現在、工場立地法の対象となる施設は存在しないところであり、今後、電気供給業としての当該施設の導入の動向を踏まえつつ、検討していくこととしたい、太陽光発電施設を環境施設とすることについては、生産工程で利用される電気を発電し、生産活動に直接的設とすることは困難であるが、これとは別に、例えば、工場の輻射熱の減少、延振運管を配設である等工場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与すると認められるような利用がなされている施設であれば、環境施設に該当する。		-		-	太陽光発電協会	1	太陽光発電施設を工場立地 A 法の特定工場の除外規定 に加え、「緑地施設」とする。	拡大	地熱発電所が指定されているが、それに加え、太陽光発電施設も除外施設とする。 そして太陽光発電施設はその地球温暖化対策効果(CO2の吸収、排出抑	そして、従来から工場立地法にて認められている「緑地等に関する効果・機能」として「地球温暖	工場立地法第6条1項、工場 立地法施行令第一条 工場立法施行令第二場立 地法施行規則第3条	
5062A 5062001	警京、省、務文等原法 務外、大学原 部省、学生省、清 省、 省、 省、 省、 省、 省、 省、 省、 省、 省、 省、 省、 省、	出入国 管理及 び難民 認定法 は、本年9月9日に首脳間で は、本年9月9日に首脳間で 出入国及 及び介護福祉的候補生 び難民 人れるべ、発効に向けた準 認定法 備を行っている。		今後行われるEPA交渉について規制 が存在するわけではないが、今後の交 洗、政府間続議において、看護師候補 生及び介護福祉師候補生をはじめ、あ らゆる職種における専門的、技術的分 野の人材を積極的に受入れるよう取り 組んでいきたい。		「留学生について、生活環境面を含め、力が国における就職を支援する環境を整備されたい」との要望に対し、「措置の概要」において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」 2006、「平成18年7月7日間議決定」のうち、第2章1、(5) 「アジア人財資金(仮称)」構想の具体的事業の検討」との記載に係る現在の検討状況を示されたい。	е -	日本企業に就職を希望する留学生への産業連携の専門教育、日本語教育、就職活動支援からなる人材育成プログラムの開発・実施支援を行うへ(平成19年度予算案として30.5億円を計上。	日本商工会議所	1	外国人労働者の受入れ拡 A 大 専門的技術分野の人材	知識・技能を有する優れた専門的 技術的分野の外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和 いて、在留資格認定要件の緩和 しや手続きの合理化・簡素化を行ったれたい、また、経済連携協定(EPA)に向けた政府間協議において、看護土、介護土等の日本での受け人れ緩和について、日確保を前提に、受け入れの道を開くべきである。供境面を含め、の場合で、という国になり、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は			出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法施 行規則	
5064A 5064003	z15026 経済産業省、	「軽油 周辺油 種への 識別剤 添加に により、A重油および灯油へ (平成と 識別剤(クマリン)を添加して (1日付 け資油 部第45 号)」	\	現在、民間事業者の自主的な対応により識別剤を添加し、関係府省及び都 道門別を添加し、関係府省及び都 道門と七連携することにより、不正 軽油による脱税等の防止に十分寄与 しているところ。 要望のあった件については、A重油および灯油に添加している現行識別剤 について、除去により硫酸ビッチなど が発生せず、安全性、除去耐性に優れ た新識別剤の研究開発を推進してい るところ。		研究開発のスケージュールを明確にされたい。	b	これまで研究・開発を行ってきた新識別剤傾補物質については、有識者から人体への安全性について疑義があるはか、ファンヒーター等灯油燃焼器具に悪影響を及ぼすことが判明したため、現在は、当該物質の研究・開発を断念し、他の候補物質を選定作業を行っているところであり、研究開発のスケジュールを予め確定することは困難。		3	A 不正軽油対策		不正軽油の使用に伴う大気汚染や不正軽油を製造する過程で副産物として発生する硫酸ピッチの不法投棄の問題などが顕在化している。このような不正軽油による環境悪化を防止するとともに、不正軽油の製造を根絶するため、生活環境や数の健康に影響が無急に開発し関係の健康に影響が無急に開発し関係は高分になる対策を講りがあるといる。	こりナの不法投業による環境万架を合地で与き起こしている。 おこしている。 クマリンに代わる新たな識別剤の導入により、 不正軽油の製造抑止を図るべきである。 国は、不正軽油に係る環境や人体への影響、 社会的、経済的損失が多大であることを十分に 認識し、関係省庁が一体となって不正軽油の製	廃棄物処理法	
5071A 5071008	z15027 経済産 業省、	- 中小企業 全般公路法 附別第7項 - 中小企業 全般公路 - 中小企業 全級公路 - 中小企業	c -	今回の要望事項については、以下の理由から・全国規模で対応不可、であると考える。現行の管理情格整理制度、管理機構譲渡を含む、以下同じ、以上、前回の全国規制改革及び民間開助及望を受けてはな、、保険運営上のであるが、当該制度は管理債権整理の実効性の観点からた形を保険有の一定程度の回収努力義務の履行を求めたもの、現代に含めないことによる保険料の回収コストを保険料に含めないことによる保険料の回収コストを保険料に含めないことによる保険料の回収コストを保険料に含めないことによる保険料で金ので、大保険金支払を保険代金を保険では全が、引き続き債権の回収及びが当該制を受保険者直接が毎の回収別が「回収別が「回収等を確保更で、大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		-		-	社団法人リース事業協会	8	機械類信用保険(リース信 A 用保険)付債権の整理及び 譲渡要件の緩和	機械類信用保険の管理債権の整理及び譲渡については、平成14年12月に「中小企業総合事業廃止に関する法律」が成立して以降の規制緩和要望の結果、平成18年10月に条件付で認象、平成18年10月に条件付で認められることとなったが、更なる緩和を要望る。要件のうち以下の点については条件からの除外を求めたい、管理債権譲渡保を処分していることを、効果〉「債権整理」「債権譲渡」がより促進され、実効性が上がること		「債権整理、及び「債権譲渡、が可能となったことは前進であるが、実効性を上げるためには上記要件は除外すべき、リースについては、物と債権が一体化している。不良債権処理に先立って、ましの処分をするよりも、モリと一体としてサービサー宛処分する方が回収額が大きくなる例も多い、従って(イ)の条件を外すべきと考える。	中小企業金融公庫平成18年9 月12日付「機械類信用保健管 理債権整理等実施要領の制定 等について」	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割 グルー 管理 所覧 オード 庁 番号 号	管省等	5当法 令 制度の現状	措置の 分類 内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置措の分の対象を	内 措置の概要(対応策)	要望主体	安望事項番品 別規制	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	根拠法令等	その他 (特記事項)
5071A	5071010		済産 法法 省、 条	販売をする際にも、危険な電 気用品を排除し、消費者の 手に渡らないはうにするべ 、当該法律に該当する電気 用品を販売する場合は、表 示が付されているものでなけ れば、販売してはならないと 規定されている。	с -	販売とは所有権の移転をもって成立でると考えることが妥当である。したがでリース契約においても所有権の移動が発生した時点を販売ととも入ることが適切であり、ご要望の点については受け入れられない。	の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	リース制度は実質的には機 皆が機器の料金を分割払い とをかりない、会計との子 リラ通しである。したがって 行有権の移転を基準とせず に所有が利用者にわたった。 るべきでお機器を、従来の はいました。 ないまた。 なった。 ないまた。	10 ア見形 、時会の 気気 いこ	仮にファイナンスリース取引の開始時点をもって販売が成立したとみなした場合、例えば借主が倒産等の事由によりリース債務の返済が不可能となったときには、貸主であるリース会社が他者への販売を含めたリース物件の処分を行うことなるため、リース開始時点を販売成立とみなしたこととの不整合が生じる、このような事例が想定されることから、法の施行にあたっては実質的な所有権の移転という基準ではなく、法的所有権の移転という基準ではなく、大きの下有権の移転をもって販売が成立したと判断するのが適当である。		10 A	電気用品安全法規制対象 物件の範囲見直 U	購入選択権付リース等において、 リース終了物件を借主へ販売す る場合は、電気用品安全法の販 売規制の対象外とすること。	3R(リデュース・リユース・リサイク ル)の推進が図れる。	リース物件を借主に売却する場合は、当該借主における電気用品安全法の対象製品の使用実態が何ら変わるものではなく、現実の引渡しはリース契約当別に行われている。電気用品安全は法の解釈では、「販売することとは、対価を担実に相手方に引き渡した時に違反行為が完成する」とされているが、前述のとおり、リース契約当別にすてにいるが、前述のとおり、リース契分当初にすでにいるが、前述のとおり、リース終了時点、借主への売却」が猶予期間後であっても本法の販売規制の猶予期間内であれば、リース終了時点、借主への売却」が猶予財間後であっても本法の販売規制の可以では、再検討が必要である。また、同法の中古品への適用については、再検討が必要であると考える。	電気用品安全法	
5071A	5071011		済産 割売		с -	割賦販売法については、取引形態毎に各種規定の定めているところであり、消費者保護の観点から設けているテーリングオフ規定、即時解約の規定等については、事業者間取引についば、適用除外としている。また、2者間の自主的な取決めにより適正化が生じていないこと、事業者間の自主的な取決めにより適正化が登り合れるべきである。ただし、基本的な書面交付養務等の規定ついては、割賦販売取引等の保護を図るため、さらで購入者等の保護を図るため、は、買主となる事業主の中には購入りかが業務用の保護を図るため、さらは、買生となる事業主の中には購入りかが業務用が個人用・家庭用であるか明確にならない個人事業主の会には、買きとなる事態をはい個人事業主を含まれることからも、当該規定は必要である。	る E T 契			-	社団法人リー ス事業協会	11 A		割賦販売法では、買主による購 譲規定(ワーリングオフ・即時解除 の制限)については適用除外が は、消費者・事業者(法人)の区 別はなく相応の規模を有する事 業者(法人)であっても、形式的に 法に定める取引形態・取引対象 (指定的品等)に基づれたを求め られる。相応の規模の事業者(法人)は割賦販売法の適用除外と し、割賦販売法を基づいた対応を求め られる。相応の規模の事業者(法人) 人)は割賦販売法の適用除外と し、割賦販売業者と買主との個々 の契約条件に委ねることにより 事業者間成り行シスにも即した取 引となり、取引の推進にも資する ものと思料する。		形式的に割賦販売法の適用を受ける取引であれば、専門知識 交渉能力共に遜色の無い相応の規模の事業者(法人)を買主とする取引であっまる、割販売法の適用を受け、手数料率の掲示や、契約解除時の清算規定などが適用されることになる。相応の規模の事業者にまで保護する必要性があるかは疑問である。	賦販売法・同施行令・同施行 規則	
5083A	5083003	z15030 経業	済産 割売	賦版 割賦販売法では、リボルビン グ方式の書面交付義務を法 律で定めているところ。	с -	リボルビング方式については、個品割 賦購入あっせん方式、総合割賦購入 あっせん方式の支払方法と異なり、別 人した商品の代金等の合計額を基礎 として、あらかじめ定められた方法に、 り算定して得た一定の額を、あらかじ め定められた支払時期ことに支払 いだ法である。よって、契約時には 払期間、支払回数が定よておらず、 消費者保護の観点からも書面の交付 は必要である。	講とよ て支	-		-	沼本久	3 A	クレジットカードでショッピン グリボの取組みがある場合 でも、紙の明細書の発行の 省略を認めてほしい。	現在は、クレジットカードでショッピ ングリボの取組みがある場合は、 必ず紙の明細が発行される。しか し、一括払いなら省略を認めてい るので、リボも認めてほしい。		紙資源の節約、それにカード会社のコストの節 約になり、ひいては消費者の利益になる。	全金業の規制等に関する法律	JCBカードの返答では、法律 によってリボの取組みのある 場合は紙の明細は省略できな いといわれた。